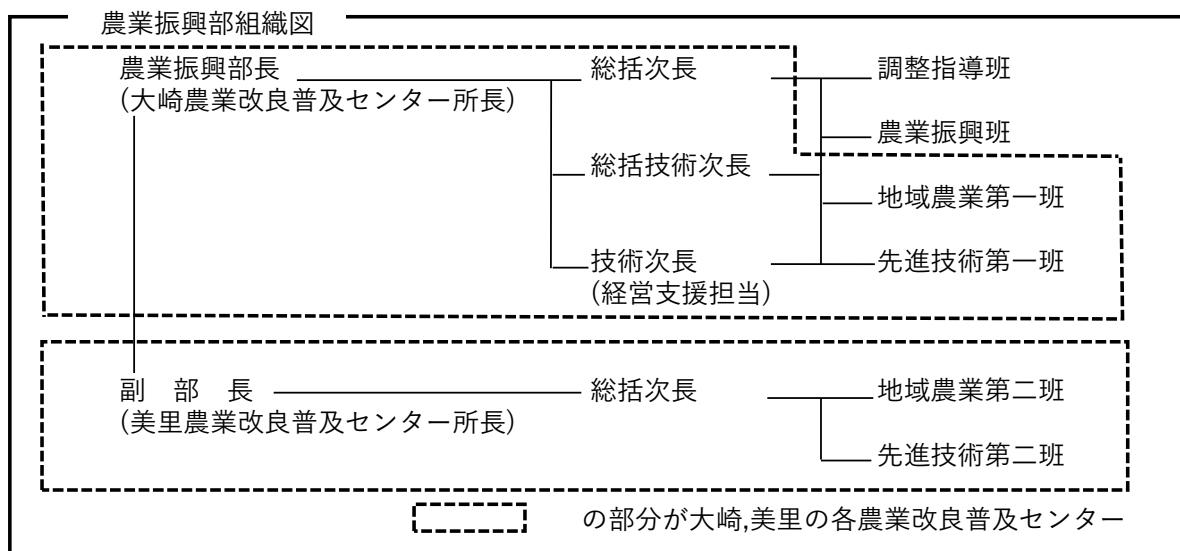


## 普及センターの組織体制

北部地方振興事務所の農業振興部に位置づけられている。



### ◎ 現地活動体制

- ・課題毎にチームを編成して普及指導活動を行う。
  - ・課題解決に当たって2班の機能を十分に發揮・連携しながら効果的、効率的な活動を行う。

〈地域農業班〉

地域農業の重点的な課題解決の支援に関する次の事項を分担

次の手本を

■分掌事務

- 普及指導計画の策定及び実施に関すること
  - 普及センター活動に関すること
  - 地域計画策定・実現の支援に関すること
  - 地域農業振興計画等の支援に関すること
  - 地域営農システム構築への支援に関すること
  - 農地集積・集約に関すること
  - 地域農業再生協議会に関すること
  - 経営所得安定対策及びその関連対策に関するこ
  - 農村振興に関すること（都市農村交流活動を含む）
  - 中山間地域の特色・魅力を活かした農業の発展に向けた支援に関すること
  - 農作物の野生鳥獣被害対策に関すること
  - 宮城県農業経営・就農支援センターに関するこ
  - 地域農業を担う組織育成に関すること
  - 新たな担い手の確保・育成と多様な人材の活躍支援に関すること
  - 青年農業者の育成に関すること
  - 女性農業者の育成に関すること
  - 農福連携に関すること
  - 青年農業士、指導農業士に関すること
  - 普及指導協力委員活動の調整に関すること
  - 普及活動検討会及び研究会に関すること
  - 表彰推薦に関すること
  - 農産物の展示会及び共進会に関すること
  - 他の班に属さない事務に関すること

<先進技術班>

先進的農業を担う経営体の育成に関する次の事項を分担

小兵也力撻

- 経営管理高度化の普及指導に関すること（経営）
  - 生産技術改善の普及指導に関すること（作物、野菜、果樹、花き、畜産）
  - 普及センター活動に関すること
  - 國際的に通用する農業生産工程管理（G A P）の普及指導に関すること
  - アグリテックの推進に関すること
  - みどりの食料システム戦略に関すること
  - 環境に配慮した、安全安心な農畜産物生産の普及指導に関すること
  - 農産物の流通及び利活用の普及指導に関すること（農産物利活用）
  - アグリビジネス・6次産業化の推進に関すること
  - 農業労働改善の普及指導に関すること
  - 主要農作物の種子生産に関すること
  - 農業普及情報の収集及び蓄積、伝達に関すること
  - 試験研究開発技術の普及に関すること
  - 土壌分析の運営・管理に関すること
  - オープンラボラトリの管理運営に関すること